

部落の実情を把握すべきは誰なのか

部落解放同盟京都市協議会

はじめに

「同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存するかぎり、この行政は積極的に推進されなければならない。」この文章が、1965年、内閣に提出された『同和対策審議会答申』であることは、皆さんご存知でしょう。2002年に、同和対策事業に関わる特別措置法の期限が切れたとはいえ、この答申は、消えてはいません。現実に、この4月4日に出された「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」における個別人権課題の「同和問題」の関係法規にもこの答申が明記されています。つまり、特別措置法の期限が切れようと、事業の運営上で様々な問題が起ころうと、それはそれでは是正していくことは当然のこととして、「部落差別が有る限り、その解決のための同和行政は決して停滞させてはならない」とことが、国において確認されているのです。だからこそ 1996年にだされた地域改善対策協議会（地対協）の意見具申においても、「同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある」とした上で、「特別対策は、事業の実施の緊急性に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策に移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。」と述べている。しかも、『同対審答申』を引用し、「部落差別が現存するかぎり、この行政は積極的に推進されねばならない」と指摘しており、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取り組みの放棄を意味するものではないことは言うまでもない。一般対策の移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」という一文まで付け加えている。

まず、基本認識というべき、このことを確認していただくなら、この委員会の『京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会』という名称自体、大きな矛盾を示していることがおわかりだと思います。いま現在、同和行政は終結したのですか。私たちは、その根拠となる法律の期限が切れたことによって、同和地区あるいは、同和地区住民だけを対象とした特別施策としての同和対策事業は終結したと認識していますが、「同和行政が終結した」とも、「終結できる」とも思ってもいません。にもかかわらず、国のレベルでの特別措置法が成立する以前から、全国に先駆けて、同和行政を展開してこられた京都市が、「同和行政終結後」などという言葉を言われること自体、その認識が信じられませんし、これまでパートナーシップのもとで進めてきた信頼を根底から覆された気持ちでいます。ま

ず、冒頭に、「同和対策事業の終結」と「同和行政の終結」とは、まったく違うことなのだということを皆さんに、再確認していただきたい。

差別とは何か

では、「同和行政が終結できる」時とはいつなのか、それは、先ほどの答申の中に明確に示されています。「部落差別が完全になくなる」時に他なりません。皆さん、どうですか。部落差別はもうありませんか。毎年、法務省が把握している「人権侵犯事件」を、直近の2006年の統計資料で見ますと、「差別待遇」として、「同和問題に関するもの」が213件あり、「障害者に関するもの」255件に次いで多く、第三位は「外国人に関するもの」130件と報告されています。

部落問題に関わる差別待遇とは何か、「言葉や文字で侮蔑する差別」「非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動に表れる差別」先ほどの同対審答申は、こうした例をあげて、「心理的差別」と捉えていますが、こうした行為を受けた私たちが、どんな思いにいたるか想像できますか。この京都でも、毎年30件以上の差別事象が起こっています。例えば、06年辰巳地域に何者かが入ってきて、「このふろ、エッタがほいるふろ きたないふろエッタはいるな」「部落民（エッタ）死ね」や伏見区A町のスプレーで玄関の壁に書かれた「エッタ」という大きな文字の落書き、右京区役所で起った連続差別発言事件や北区役所にかかってきた差別電話など長年、解放運動に携わってきた私でさえ、確認に出向いて見た瞬間に、悔しさで脂汗がにじみ出ます。

5年前の司法書士によって不正請求された戸籍謄本によって、身元調査され、相手の親から、部落であることを理由に結婚差別を受けた女性が、私に「結婚差別を受けるまで、私は、部落出身であることを知りませんでした。両親もそんなことは全く関係ないと生きてきました。同和問題については、学校で勉強しましたが、他人の問題としか考えてきませんでした。どちらかといえば、「同和」に対して、偏見を持っていたように思います。なぜ、自分がと目の前が真っ白になりました。」という思いを語ってくださいました。また、つい最近も、身に覚えもない横領容疑をかけられて、懲戒免職となつた私たちの仲間が裁判に訴え、「処分は不当」という判決を勝ち取りましたが、この事件にしても、市民の不確かな記憶だけを頼りに、このような許し難い処分を行った背景には、「部落民だからやりかねない」という差別意識がなかったと言えるでしょうか。戸籍の不正請求を見抜くことができず許してしまったのも、確かな証拠もなく、生活の糧を奪つたのも、京都市の責任です。私は、「同和行政の終結」ではなく、「差別行政こそ終結」していただきたいと強く思います。

しかし、こうしたいわゆる差別事件や心理的差別は、部落差別の一部でしかありません。同対審答申は、「劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだつて低い教育文化水準」などを「実態的差別」と捉え、これらを「市民的権利、自由の侵害」こそが、部落差別であり、職業選択の自由、教育の機会均等の権利、居住および移転の自由、結婚の自由などが、部落民に完全に保障されていないことこそが、差別であると提起しています。ならば、私たちはいま、「同和行政の終結」を言う前に、こうした「生活」「就労」「教育」において、部落民に市民的権利がしっかりと保障されているのかどうかが、検討されなくてはなりません。皆さん、そうではあり

ませんか。

就労の実態—2000年実態調査から①—

ここに、京都市が2000年に実施した『京都市同和地区住民生活実態把握事業』という報告書があります。調査の実施が、2001年1月だったのに、こうして、私たちが読むことができるようになったのは、何と昨年2007年の12月、いったいなぜこれほどまで、公表が遅れたのでしょうか。私たちは、同和行政の見直しが進められていた時期に、この大切な報告書が刊行されなかつたことは、行政の怠慢というよりも、そこに作為を感じざるを得ません。なぜなら、京都市は、この2000年調査のデータをもとに、いわゆる緑本と呼ばれる『特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組』という方針書を2002年1月に発表しているのです。しかし、そこに正しくこの実態調査の結果が反映されているのでしょうか。

まず、就労を見ましょう。この緑本では、「進学率の向上等の教育保障施策や企業への働きかけ、就労相談などの取組が相まって、「住民の就労状況は、若年層を中心に幅広い分野への進出が見られるようになってきました」と述べています。そのことから、残された課題には、まったく就労問題は、触れられていません。本当に部落民の就労問題は解決したのでしょうか。

京都市は、就労（労働）にかかる担当課すらおかげ、現業職への採用だけをおこない、法期限とともにそれをうちきると、後は何もしてきませんでした。

2000年実態調査では、ここに書かれていることと全く違う実態が明らかにされています。まず、家事も通学もしていない全くの無業者は、全市が11.3%であるのに対して、部落では何と25.3%にのぼっています。しかも1991年から増加して、いまや4人に一人は仕事がないという状況なのです。もちろん、この間の人口の流出で、リタイアした高齢者が多いからだと思われるでしょうが、それだけでは有りません。年代別に見ると、30歳代で13.2%、20歳代では18.2%と、全市平均を上回る無業者が存在しているのです。どこに、「若年層を中心に幅広い分野に進出」できているのでしょうか。実は、私の息子は、29歳です。彼の同世代の友人を見ても、つけている仕事と言えば、派遣やアルバイトがほとんどです。面と向かっての就職差別はなくなったとはいえ、後に述べる学力保障の問題によって、「正規社員となる」その入り口にも立てていないのが、部落の若年層の現実なのです。こうした実態に対して、これまで、私たちは雇用促進闘争として、行政が率先して就労を保障していくことを求めてきました。これは、いわゆるアファーマティブ・アクションと呼ばれるマイノリティに対する救済政策で、欧米をはじめ世界の多くの国で実施されてきたものに他なりません。

2000年調査を見ますと、確かに市関係職員として職を得ているものは、34.5%いるものの、その平均年齢は47歳で、20歳代には11.7%しかいません。しかも、この調査の中で、市職員がいる世帯の年間収入は、500万円以上にピークがあるのに対して、市職員がいない世帯では、200万円以下に集中しています。後数年もすれば、生活を支えていた市職員の多くが退職していきます。その時、部落の多くの家庭の生活状況はどうなっていくのでしょうか。

同対審答申が、「市民的権利、中でも就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である」と述べていますが、部落の若年層のこのような状況の中で、果たして、部落問題の本質である就労問題は解決したと言えますか。そして、このような実態を2001年の調査実施段階で、知っているながら、まるで解決したかのようにこの緑本に平然と書いた京都市の姿勢とは何なのでしょうか。

生活の実態－2000年実態調査から②－

もちろん、この緑本にも、正確なデータが掲載されています。まずは、部落の人口が、約30年間で19,000人から8,200人と半数以下に減少したこと、そして、高齢者の比率が、28%を越え、高齢者のみの世帯や単身高齢者の世帯が、目立って増加しており、それらの世帯の多くが「年金・恩給」という低所得で有ることを述べています。

しかし、そうした高齢者がどのような日々を過ごしているかまでは、全く述べてはいません。例えば、高齢者世帯の年収は、250万円以下が75%を越え、100万円から150万未満にピークがあります。退職までの職歴が響いて、このような低収入になっているのです。また、人口が減少している中で、介護を必要としている人の実数は増加しています。特に65歳以上の高齢者では、1993年の1668人から、1714人と、率においても17.7%から、なんと27.9%に増えています。もちろん、多くが老々介護なのです。さらに、高齢者世帯の中でも、たった一人で生活しておられる方は、67.4%にのぼります。65歳を過ぎて、ひとりで生活しておられる方々の思いを皆さんには、想像できますか。高齢者世帯の方々の92.1%が、「この町に住み続けたい」と答えられ、この年代の70%以上の人々が、いま廃止されようとしている市立浴場を利用されている。私には、厳しい差別の中を生きぬき、やつとの思いで、改良住宅に入居でき、衛生的になった市立浴場で、ほっと一息ついておられる、いやそこでしか癒されることのない高齢者の人たちの姿をいつも目にしています。しかし、これまで支え合い、励まし合ってきた部落の中で、どの地域でも「孤独死」が起こりました。三条地区では、なくなつて1週間して、その痛ましい事実がわかつたということさえ有りました。

部落の環境改善に向けて、総合計画案を策定する闘いを展開してきた私たちの組織の問題として、私たち自身は、このような悲しい現実が起こっていることを本当に悔しい思いで受けとめています。しかし、地区住民の生活実態を把握するのは、私たち運動体だけの問題でしょうか。私たちは、自主的に組織した団体です。それに対して、「健康で文化的な生活」を職務として、保障しなければならないのは、京都市行政のはずです。コミュニティセンターへの相談件数が減ったと、京都市は述べられています。それは、相談することが減ったのではなく、相談に行くことが減ったに過ぎないと私は捉えています。なぜなら、市の文書にも書かれているように、そもそもコミュニティセンターの前身である隣保館は、「同和問題の解決に向け、同和地区における行政の総合窓口として、また同和対策事業の現地の行政機関としての役割を果たしてきた」のであり、隣保館職員が、様々な形で、各家庭に出向いて、生活や就労、時には学校の先生と一緒になつたり、私たち運動の仲間とも一緒になつたりして家庭に入り、子どもたちの進路や教育の相談にまで、取り組んでくださいました。それが、「行政依存で自立を阻んだ」と批判される方もありますが、文字も読めない、ましてや様々な福祉施策の存在

や当然の権利としての受給の仕方を知らない人たちがほとんどであった中で、それは必要なことであったし、その事によって、学力や就労を獲得し、生活を自立させていった人たちの方が圧倒的に多いのです。京都市が、緑本の中で「様々な施策によって、経済状況が安定した層が地区外へと転出していった」と誇らしげに書けるのは、こうした部落問題の解決を自らの責務として取り組んでくれた行政職員がいてくれたからです。

しかし、いまコミュニティセンターの職員の方々は、どれだけ部落の実態をご存知でしょうか。センターに留まって、相談にくるのを待っているだけで、住民の真のニーズはつかめるのでしょうか。孤独死は防げるのでしょうか。それとも「自立の促進」の名のもとでは、「孤独死も自己責任」なのでしょうか。2000年調査では、この調査が従来から隣保館職員による訪問調査で行われていたことをふまえ、まず冒頭に、前回に比べて回答率が75.2%まで低下していることを捉えて、「隣保館において、対象世帯を十分に把握できていないということができ、この回収率の低下は、今後、地域における施策を開拓する上で、極めて深刻な事態として受けとめる必要がある」と指摘されています。

まさに、この言葉の通り、この数年間の京都市行政は、差別の当事者である部落住民のニーズを把握することなく、ただひたすら打ち切りと廃止を進めてきたことによって、孤独死に象徴されるように部落住民に対する「棄民政策」を行ってきたといつても過言ではありません。

教育の実態－2000年実態調査から③－

そして、何より私たちが、危惧するのは、教育の問題です。上記の就労においても、生活実態においても、「どのような教育をうけてきたか」、「どれだけの学力を身につけてきたか」が、それを規定する大きな要素であることは、皆さんおわかりだと思います。だからこそ、京都市は、国の動きに先駆けて1964年に「学力向上を至上目標とする」という端的で明確な「同和教育方針」を策定してきたのであり、この方針こそ、全国に誇りうるものであるとともに、いまも、京都市教育委員会の公の方針として、しっかりと堅持されているものだと認識しています。

その教育の分野において、2000年実態調査は、驚くべき事実を明らかにしています。いくつもの重要な資料がありますが、今回は、そのひとつだけを取り上げてみたいと思います。ここに、10歳階級別に見た教育歴のデータが掲載されています。まず、先ほど述べて高齢者からお話しします。70歳や60歳代の京都市民の方々の最終学歴を見ますと、高等学校卒業者が47.3%、49.4%とほぼ半数、そして大学・短大卒業者は、26.7%と20.4%と、あわせると4人のうち3人が高校卒業以上です。おそらく全国的に見ても高齢者市民の多くがこのような高学歴者でしめられている都市などないのではないかと思います。さすがは、「全国をリードする教育先進都市」です。しかし、部落の高齢者はどうでしょうか。70歳代で81.5%、60歳代で80.2%と、なんと8割以上が初等教育、つまり中卒なのです。さらに、不就学者が4.4%、6.4%、この違いはいったい何なのですか。確かに、教育歴は過去に振り返って変えることはできませんし、学校に行けなかったという事実もいまさら改善することはできません。しかし、単にそれが過去のこととして、終わっているなら、「苦労したな」ですむでしょう。また、同じ單身高齢者でも、高学歴者なら、俳句や短歌や音楽や絵画などいろいろな趣味もあり、健康

であるならカルチャーセンターにも通って、老後を楽しむこともできるでしょう。しかし、こうした教育を受けられなかつた人たちが、先ほどの単身高齢者として生活しておられるとき、そんな生活ができると思われますか。新聞や本どころか文字も読めない、盆栽など植物を育てる経験もしてこなかつた。そして、厳しい差別の中で、人との交際においても、嫌な経験しかしてこられなかつた。そんなお年寄りが、部落の中ではほとんどなのです。

私は、地元で、NPO の取り組みとして、「ふれあい昼食会」「東山区の北部～中部地域で配食サービス事業」「訪問介護や居宅介護事業」を行っています。そこで活動を通して出会うお年寄りの姿は、まさに、差別を一身に受けつづけてこられ、その中を必死で生きてこられたにもかかわらず、何の楽しみもないまま、孤独な日々を過ごさざるを得ない方々の姿なのです。

そして、いまの子どもたちの保護者にあたる 40 歳代、30 歳代の様子を見てみると、全市では、高卒者が 46.0% と 40.6% で、大学卒業者はその率を上回って 48.3% と 52.1%、実に半数の人たちが大卒なのです。この実態もおそらく全国一の水準ではないでしょうか。しかし部落の大卒率は 18.5% と 21.5%、全市の半分にも及ばず、高卒者はようやく 52.3% と 49.9% です。この数値は、全市の 70 歳代の人たちの水準なのです。しかも、中卒者が、40 歳代で 38.3%、30 歳代で 29.0% も存在しています。この数値に、皆さんには疑問を感じられませんか。京都市教育委員会が公表している高校進学率のデータでは、すでに 1980 年代で 90% を越えているのです。にもかかわらず、40 歳代や 30 歳代で中卒者が、30% 以上もいるということは、高校に入学しても卒業できずに中退したとしか考えられません。

親の学歴や教育歴が、子どもの学力に大きく影響するということは、もはや自明のことです。大卒者が半数、高卒以上なら 9 割以上という家庭で育てられた子どもたちと、高校を卒業するのがぎりぎりで、それさえもできずに中退した親に育てられている子どもたちの間に、学力格差は、起こっていないのでしょうか。しかも、小中学生がいる家庭の生活保護率は全市平均 3% 前後という中で、部落では 15% と 5 倍、ひとり親家庭が全て教育的に困難だとは言えませんが、少なくとも支援が必要です。その率も全市がほぼ 3% と言われる中で、部落では、小学生で 17.2% となっています。このこともまた、今の部落の子どもたちの学力に現れてはいないのでしょうか。私たちは、中学生の 5 教科 500 点満点で、75 点の格差、一教科なら 15 点も開きがあるということも不確かですが聞いたことがあります。

果たして事実なのですか。京都市教育委員会は、2002 年以降、全市一斉学力テストを実施しながらも、部落の子どもたちの学力実態も、高校進学率さえも一切、明らかにしていません。京都市教育委員会は、「特別施策に頼らず学校での授業や取組を通して同和地区児童生徒の学力を高めていく」として、一昨年には、学習センターでの教員による学習相談事業を打ち切り、今年度にいたっては、配置されていた主事をひきあげ、嘱託の退職校長に運営を任せています。ならば、私たちはお聞きしたい。「学校の取組だけで学力格差をなくす」と宣言して、本当に、その効果はあったのか、ここで明らかにされるべきでしょう。それが、行政のいう説明責任ではないでしょうか。

「調査なくして発言権無し」－京都市に求めるもの－

2000年の調査から既に7年が過ぎてしまいました。私たちの実感からすると、京都市内の被差別部落は、さらに生活困窮者が増加し、またそうした人たちを支援する方策が何も行われないことによって、将来展望さえ持てない人たちが増え、新たなる差別が助長されているように感じています。このままでは、京都市が1952年から、就労・教育・環境・生活・啓発の5本柱で、同和対策事業を先駆的に進められてきた成果が全て崩れ去るのではないかと危惧します。「冒頭で同対審答申を紹介しましたが、特別施策の打ち切りを提言した1996年の地対協意見具申にも「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決をめざす取組の放棄を意味するものではない」と明確に述べられています。であるなら、差別がなくなったのかどうか、一般対策として取り組んできた2002年以降の行政の取組が、効果をもたらしたのか、京都市は、正確な実態把握を行って、それを明らかにすることは、説明責任であり責務であるのではないでしょうか。「同和地区指定の根拠となる法律がなくなつたから実態調査はできない」「同和地区と特定すること自体が差別である」という論理を展開される方があります。しかし、京都市は、国が法律を制定する18年も前の1951年から、実態調査を行い、全国をリードし、模範となる同和問題解決のための行政、すなわち「同和行政」を進めてきました。いわば、京都市の取組が国を動かしてきたのであり、1970年以降、7年ごとに確実に主体的に同和地区の実態把握を行ってきたのも、京都市だけと言っても過言ではありません。そこには、「差別が完全になくなるまで、とことん取り組む」という京都市の基本姿勢が貫かれていたと私たちは認識しています。そのことはまた、「一人ひとりを徹底的に大切にする教育の伝統」と呼ばれる京都市の同和教育の姿であることも皆さんご存知の通りです。ならば、一人でも差別に苦しむ人がいるなら、一人でも明日の生活に困る人がいるなら、ありとあらゆる方策をもって、取り組むことが、京都市の誇りうる伝統であったはずです。

本日、この場で、地域の実態を語るという機会をいただいたことは、有り難いことだと思います。しかし、地域の実態を正確に緻密に捉えて、語るべき立場にいるのは、私たちではありません。部落問題の解決が行政の責務であるなら、ここに、2008年5月の部落住民の現状をしっかりととしたデータで示されるのは、京都市行政ではないのかと申し上げて、終わります。